



「湧別町太陽光発電設備の適正な設置と

地域との調和を推進する条例」の手引き

この手引きは、「湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例」に関して条例の概要や必要な手続き等の項目、手続き等の方法などを解説するものです。

湧別町内で太陽光発電事業を行おうとする事業者の皆様におかれましては、この手引きをご覧ください、必要な手続き等を適時に行ってくださいようお願いいたします。

※この条例は、令和6年7月1日から施行されます。

令和6年3月

湧別町企画財政課

<目 次>

1	はじめに	1
	用語の定義	2
	条例の施行日	2
2	条例の概要	3
	(1) 条例の位置付けと目的	3
	(2) 条例の対象施設	3
	(3) 事業者の役割	3
	(4) 太陽光発電設備の設置を禁止する区域（禁止区域）	3
	(5) 町との協定が必要となる区域（要協定区域）・設備（要協定設備）	4
	(6) 太陽光発電設備の設置を行おうとするときに必要な手続き	5
	(7) 町の権限と違反者への罰則	6
3	必要な手続き・届出	8
	(1) 手続きの流れ	8
	(2) 具体的な手続き・届出	9
	① 事前相談 事前相談書の提出	9
	② 地域住民等への周知・説明会の開催等	10
	③ 地域住民等への説明会等の結果報告	11
	④ 事業計画の届出	12
	⑤ 計画標識の設置	13
	⑥ 認定の報告	14
	⑦ 協定締結申出書の提出	15
	⑧ 工事着手届の提出	15
	⑨ 事業標識の設置	16
	⑩ 工事完了届の提出	16
	⑪ 設備等変更の届出	17
	⑫ 地位承継の届出	17
	⑬ 事業廃止等の届出	17
	⑭ 設備撤去等の届出	18
	(3) 手続きごとの提出書類一覧	19
4	届出の方法と手続き上の注意点	21
	(1) 届出の方法・提出先	21
	(2) 手続き上の注意点とお願い	21
<参考資料>		
	主要なガイドライン等	22
	湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例	24
	湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例施行規則	31
	関係様式、参考様式	36

1 はじめに ～ 条例制定の背景 ～

2020 年 10 月、政府は、日本が 2050 年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

また、2021 年 4 月には、2030 年度の温室効果ガス 46%削減を目指すことを表明し、再生可能エネルギーの電源構成を 36%から 38%までに引き上げることが目標としており、今後、再生可能エネルギーの導入が加速していくことが予想されます。

一方で、固定価格買取制度の創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化したとして、事業計画を認定する認定制度が創設され、経済産業省では「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法」等法令に基づき事業者を求める項目を記載した「事業計画策定ガイドライン」を策定し、事業者に対し適切な事業の実施を促しているところですが、全国的に太陽光発電設備の設置に関するトラブルが後を絶ちません。

湧別町内においても、多くの発電設備が確認できる状況であり、経済産業省が公表している「太陽光発電施設の認定設備情報」によると、すでに事業計画の認定を受けているものの発電設備の設置がされていないものも多く存在しています。

町議会の一般質問においても、「発電施設の設置に伴い発生する濁水による環境破壊や森林伐採による景観破壊並びに将来的に予見されうる事業終了後の廃棄や不法投棄の問題への対策についての備えが必要では」との趣旨の意見があり、住民の感情として、太陽光発電設備の増加・拡大に伴い発生する可能性がある問題を不安視する声が聞かれています。

このような背景から、湧別町としての太陽光発電事業に対する姿勢を示し、また事業の計画に関して町への事前相談や協議、住民説明や報告を求めるための仕組みを構築することで、事業者と地域と住民が相互に理解し、地域と共生し地域に根付く再生可能エネルギーの発展が図られるよう、太陽光発電設備の設置に関するルールを定めた条例を制定しました。

本条例は、事業者と町との情報共有と地域住民等との理解を得るために必要な手続きを定めたもので、基本的な遵守事項や技術的な条件・要件については、関係法令のほか、ガイドライン等に従って適切に事業を進めてください。

用語の定義

条例及び本手引きにおける、用語の定義は次のとおりです。

再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
太陽光発電設備	再エネ特措法第 2 条第 2 項に規定する太陽光を電気に変換するための設備であって太陽光パネルを架台等で地上等に設置し、自立するもの
発電出力	太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力の値をいい、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値
発電事業	太陽光発電設備を用いて発電した電気を市場取引等により供給又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業
事業者	再エネ特措法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）に基づき、事業計画の認定の申請を行い、発電事業を行う者
実施区域	発電事業の用に供する一団の土地であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域及び当該区域の緩衝帯として整備された区域
実施近隣区域	実施区域の境界線からの水平距離が 100 メートルの範囲内の区域
地域住民等	・ 実施近隣区域に居住する者 ・ 実施近隣区域に土地若しくは建築物を所有する者又は使用する者 ・ 実施近隣区域内の自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体）の会長
設備設置工事	太陽光発電設備の設置及び増設（これらの行為に伴う樹木の伐採及び土地の形状の変更等を含む。）
認定申請	法第 9 条第 1 項又は同法第 10 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣の認定申請

条例の施行日

条例の施行日は、令和 6 年 7 月 1 日です。

2 条例の概要

(1) 条例の位置付けと目的

本条例は、資源エネルギー庁（経済産業省）が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」が事業者を求める地域と共生した適切で円滑な事業の実施にあたって必要な具体的手法を規定することで、経済産業省や環境省が定めるガイドラインを包括的に補完するものとし、地域社会と太陽光発電設備との調和を推進し、将来のまちづくりに寄与することを目的としています。

なお、条例の基本理念として、町民の財産である豊かな自然環境と町並みを未来へ受け継ぐため、町・住民・関係者は、環境の保全を図らなければならないこととします。

(2) 条例の対象施設

本条例の対象とする設備は、「発電出力 10kW 以上の太陽光発電設備」とし、この規模以上の太陽光発電設備を設置しようとするときには、条例に規定される手続きや届出などが必要となります。

ただし、住民の生活環境や自然環境などに影響を及ぼす可能性が比較的低いと考えられる「建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの」及び「町内で事業を営む者が、主に自己消費を目的として事業所等に併設するもの」は、条例の対象から除きます。

(3) 事業者の役割

町内で太陽光発電事業を行おうとする事業者は、事業の計画や実施、発電設備の設置や管理などについて、関係する法令を遵守し進めることは当然ながら、本条例のほか、各省庁や民間団体などが作成するガイドライン等についても遵守し、地域の安全確保や生活環境、自然環境の保全と災害発生の防止のために必要な措置を講じる必要があります。

また、発電事業の実施に当たり、社会通念上、配慮が必要な事項や配慮することで地域の理解が得られやすい事項など、事前に町や地域に確認や相談をしながら、地域住民等との良好な関係を築き、地域との調和を意識した事業の実施にしなければなりません。

(4) 太陽光発電設備の設置を禁止する区域（禁止区域）

次の区域は、太陽光発電設備の設置工事により、災害を誘発する危険性、災害発生時の被害拡大や二次被害の発生防止などを防止する観点から、国や都道府県、法人個人に関わらず、太陽光発電設備の設置を原則禁止としています。

【禁止区域の名称と関係法令】

禁止区域の名称	関係法令
砂防指定地	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条
保安林	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項
土砂災害計画区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項(土砂災害計画区域) 同法第 9 条第 1 項(土砂災害特別警戒区域)
土砂災害特別警戒区域	
そのほか、町長が設備の設置をすべきではないと判断した区域	

(5) 町との協定が必要となる区域(要協定区域)・設備(要協定設備)

次の区域は、太陽光発電設備の設置に当たって特に配慮が必要な区域として、その区域において太陽光発電設備の設置を行おうとするときは、「町と施設の適正な設置及び管理に関する協定」を締結する必要があります。

【要協定区域の名称と関係法令】

要協定区域の名称	関係法令
周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条
地域森林計画の対象森林	森林法第 5 条第 1 項(保安林の区域を除く)
農地・採草放牧地	農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 5 条第 2 項第 1 号イ(特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く)
国定公園	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 3 号
河川区域・河川保全区域	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条(河川区域) 同法第 54 条第 1 項(河川保全区域)
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項
主要道路に接し住宅が密集している区域のうち規則で定める区域	町条例独自規定(区域の場所は規則に規定)
そのほか、町長が特に配慮が必要と判断した区域	

また、景観法の規定による届出が必要な太陽光発電設備(高さ 5 m 又は築造面積 2,000 m²以上)の設置を行おうとするときにも、要協定区域に太陽光発電設備を設置しようとする際と同様に町との協定を締結することが必要です。

(6) 太陽光発電設備の設置を行おうとするときに必要な手続き

町内での太陽光発電設備の設置等に関して、条例の規定により、次の手続きが必要となります。

手続・届出	内 容	手続等の時期
① 事前相談	発電事業と説明会に関する事項について、町への事前の相談	経済産業大臣への認定申請前 住民説明の実施前
② 住民説明	「説明会の開催」または「事前周知の実施」のいずれかが必要	経済産業大臣への認定申請前
③ 事業計画届出	事業計画届出書の提出	経済産業大臣への認定申請から 30 日以内
④ 計画標識設置	事業計画の内容を記載した標識の設置 (設置工事に着手するまでの間)	事業計画が受理されてから 30 日以内
⑤ 認定の報告	経済産業大臣からの事業計画の認定を受けた報告	認定通知書が発行されてから 14 日以内
⑥ 協定締結申出	要協定区域に設置する場合または要協定設備を設置する場合の協定締結	認定の報告の日から 14 日以内
⑦ 工事着手届出	設置工事着手届の提出	設置工事に着手する 60 日前まで
⑧ 事業標識設置	事業内容を記載した標識の設置 (事業の完了・廃止までの間)	設置工事の着手後速やかに
⑨ 工事完了届出	設置工事完了届の提出	設置工事が完了した日から 20 日以内
⑩ 事業廃止届出	事業完了・廃止届の提出	発電事業を完了・廃止した日を含む 14 日以内
⑪ 撤去完了届出	撤去・廃棄完了届の提出	撤去・廃棄が完了した日を含む 14 日以内
⑫ 設備等変更届出	設備等変更届の提出	発電設備の変更などを行う 30 日前まで
⑬ 地位承継届出	事業承継届出書の提出	事業を承継した日から 14 日以内

※認定申請を令和 6 年 6 月 30 日以前に行っている場合 . . . ①～④の手続き等は不要

※事業計画の認定を令和 6 年 6 月 30 日以前に受けた場合 . . . ⑤の手続き等は不要

※設備設置工事を令和 6 年 6 月 30 日以前に着手した場合 . . . ⑥～⑨の手続き等は不要

(7) 町の権限と違反者への罰則

本条例の運用と適正な太陽光発電設備の設置や管理などの推進を担保するために、発電事業の状況などを確認するための権限を設定しています。

なお、条例の施行日時時点で既に設置されている設備についても対象となります。

【報告の徴収・指導助言】

町は、条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、

- ① 報告・資料の提出を求めること、
 - ② 事務所・発電事業実施区域に立入り、調査質問をすること
- ができるものとしています。

また、町は、太陽光発電設備の設置と発電事業の適正な実施のために必要に応じて、指導・助言を行います。

【勧告・命令】

町は、条例の目的を達成するために必要な措置を行うよう勧告を行うことができるものとしています。

● 「勧告」の対象

- ① 条例に定める手続き等を怠った者、虚偽の届出又は報告等を行った者
- ② 事業完了又は廃止後の太陽光発電設備の撤去・処理及び原状回復を行わなかった者
- ③ 地位承継の届出を怠った者又は虚偽の届出を行った者
- ④ 報告又は資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告や資料の提出をした者
- ⑤ 立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して回答を拒み、若しくは虚偽の回答をした者
- ⑥ 太陽光発電設備又は発電事業の実施区域の維持管理を適正に行っておらず、安全確保、生活環境及び自然環境の保全及び災害発生の防止のために必要な措置を講じていない者

また、禁止区域で設備の設置を行った者、勧告に従わない者に対しては、必要な措置を行うよう命令を行うことができるものとしています。

【公表・国と北海道への報告】

町は、命令を受けた者の「氏名・名称」、「住所・所在地」、「命令の内容」を公表することができるものとしています。また、町は、命令の公表を行った場合は、公表の内容について国と北海道に報告することとしています。

なお、公表に当たっては、対象となる者に弁明の機会が与えられることとなっています。

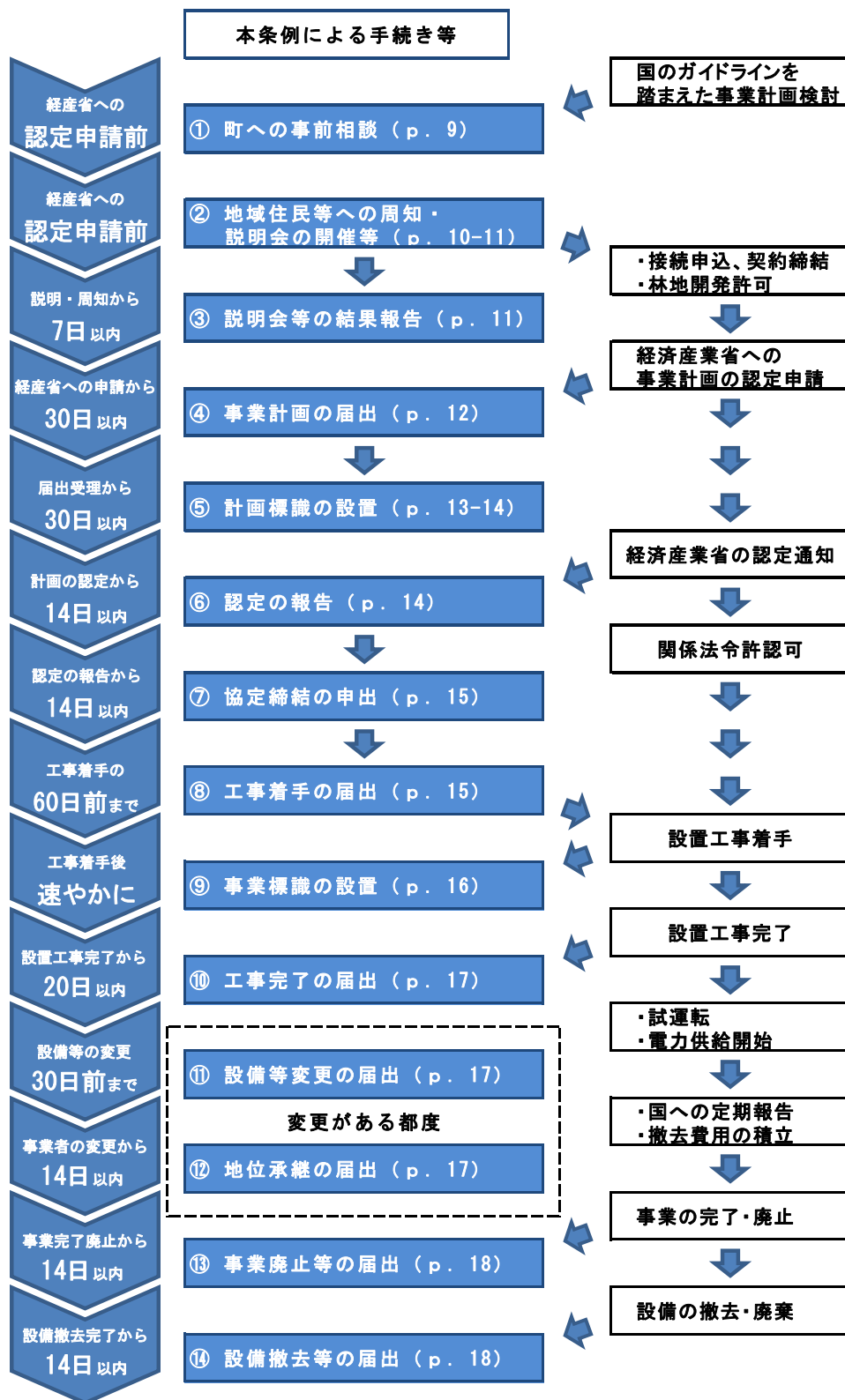
【違反者への罰則】

条例では、「**正当な理由がなく町の命令に従わない者**」に対して、刑法で定められていない制裁を科す秩序罰である「**過料**」を科すことができるものとしています。

過料は、5万円以下としています。

3 必要な手続き・届出

(1) 手続きの流れ



※ ⑦の手続きは、「要協定区域に設置する場合」または「要協定設備を設置する場合」のみ必要となります。

(2) 具体的な手続き・届出

ここでは、町内で太陽光発電設備の設置を行う際に必要な手続きを解説します。

なお、本手引きに記載がない事項については、関係法令のほか、各省庁や民間団体が作成したガイドラインを遵守して事業を進めてください。

① 事前相談 事前相談書の提出

太陽光発電事業の実施に当たっては、法令や各省庁が定めるガイドラインを遵守することが求められます。

また、本町は、一級河川である湧別川や国定公園のサロマ湖、町の総面積の55%を占める森林など、太陽光発電設備の設置による災害発生リスクや良好な景観の阻害、自然環境や生活環境への影響が懸念される区域が多く、設置個所の選定にあたっては、それらの影響を考慮した上で検討を行う必要があります。

このような区域での事業化については、地域住民等の理解を得ることに難航するケースや理解が得られないケースなど様々な問題が発生も想定されることから、事業個所の変更を含めた検討が必要な場合もあります。

こういった観点から事業の計画段階では、町担当課との協議や相談を行い、事業計画を進めるうえで必要な条例上の手続きなどを確認してください。

事前相談は、事前相談報告書を提出することにより行いますが、事前相談書の作成・提出にあたっては、町担当者に相談・協議のうえ行うようにしてください。

また、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁作成）」では、付録として自治体に対する相談の様式が示されていますが、本町への相談にあたっては、町が定めた様式を使用してください。

● 事前相談の時期

経済産業大臣への事業計画の認定申請前

地域住民等への説明会の開催・事前周知の実施前

● 事前相談時に提出が必要な書類

提出書類	備 考
太陽光発電設備設置事前相談書（様式第1号）	
実施区域及び実施近隣区域が分かる地図等	住宅地図や地籍図などに実施区域と実施近隣区域を明示した図面
地域住民等への説明会で配布を予定している資料 事前周知で配布等を予定している資料	配布資料、ホームページ掲載資料、 掲載ホームページアドレス等

② 地域住民等への周知・説明会の開催等

太陽光発電事業を行おうとするときは、経済産業大臣への事業計画の認定申請前に地域住民等に対して「説明会の開催」または「事前周知」のいずれかを行う必要があります。

なお、説明会等の実施に当たっては、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき適正に手続きを進めてください。

【説明会等の実施要件・説明対象者】

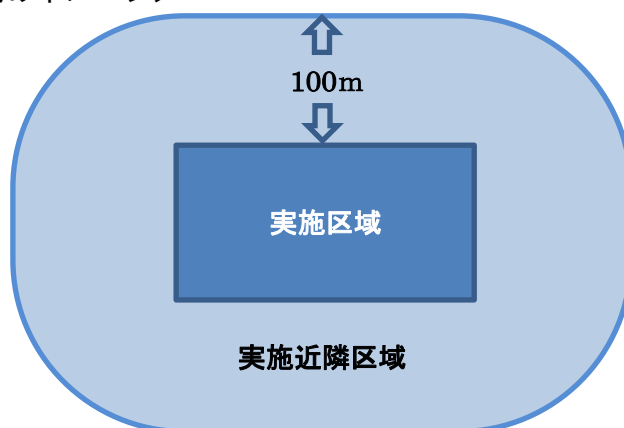
区分	実施要件	説明対象者
説明会の開催	・ 要協定区域に設備を設置する場合 ・ 要協定設備を設置する場合	・ 実施近隣区域内の居住する方 ・ 実施近隣区域に土地建物を所有する方、または使用する者 ・ 実施近隣区域内の区域の自治会長
事前周知の実施	・ 上記の説明会の開催が必要とならない設備を設置する場合	・ 実施近隣区域内の居住する方 ・ 実施近隣区域内の区域の自治会長

また、国のルールでは、50kW 未満の低圧電源設備については、「事前周知」の実施対象となりますが、本町では、50kW 未満の設備であっても、「要協定区域に設備を設置する場合」または「要協定設備を設置する場合」には「説明会の開催」が必要になることに留意してください。

「実施区域」と「実施近隣区域」

- 実施区域：発電事業に使用する土地で、柵塀等の工作物の設置やその他の方法で区別された区域および緩衝帯として整備された区域
- 実施近隣区域：実施区域の境界線からの水平距離が 100m の範囲内の区域

<実施近隣区域のイメージ>



※ 実施近隣区域が複数の自治会の区域に跨る場合は、それぞれの自治会長と調整を行う必要があります。

【地域住民等からの質問・意見等の募集】

地域住民等の疑問解消や合意形成のため、説明会の開催や事前周知を行った日から2週間以上、地域住民等からの質問や意見などを受け付ける期間を設けてください。

地域住民等から質問や意見などがあつたときは、意見等を申し出た地域住民等に対して回答や協議を行うことや、必要に応じて再度説明会を開催するなど、地域住民等の理解を得られるよう誠意をもって対応してください。

③ 地域住民等への説明会等の結果報告

地域住民等への説明会の開催や事前周知を実施したときには、その結果についての報告が必要です。

また、説明会や事前周知を行った後、地域住民等からの質問などを受け付け、それに対して回答や協議を行ったときにも報告が必要になります。

【説明会等の報告】

● 結果報告の期限

説明を行った日から7日以内

※説明会を複数回開催するなどした場合には、それぞれ報告書を作成し、説明会の実施内容や参加者が分かるように報告をしてください。

● 報告時に提出が必要な書類（説明会の開催）

- ☐ 地域住民等説明会開催報告書（様式第3号）
- ☐ 説明の際に配布した資料
- ☐ 説明の際の状況写真
- ☐ 説明を行った地域住民等の名簿

● 報告時に提出が必要な書類（事前周知の実施）

- ☐ 地域住民等事前周知報告書（様式第4号）
- ☐ 周知した内容が分かる資料
- ☐ 周知した地域住民等の名簿

【地域住民等との協議等の報告】

● 協議等の報告の期限

地域住民等の質問・意見等に対して回答・協議を行った日から14日以内

● 報告時に提出が必要な書類

- ☐ 意見協議報告書（様式第5号）
- ☐ 地域住民等から提出があつた意見書の写し

④ 事業計画の届出

事業計画について届け出るとともに、関係法令と経済産業大臣に提出した認定申請書の順守事項、国のガイドライン等の配慮事項を遵守することについて誓約します。

● 届出の期限

経済産業大臣への事業計画の認定申請を行った日から 30 日以内

● 届出に必要な書類

添付書類	備 考
太陽光発電設備設置事業計画届出書（様式第 6 号）	押印が必要です。
事業者の履歴事項全部証明書	事業者が個人の場合は、住民票の写し
事業の全体スケジュール	計画段階（各種法令等の許認可申請等）から設備撤去までの全体スケジュール
実施区域の位置図及び案内図	位置図には、方位、縮尺、実施区域の場所を記載し、案内図には、方位、縮尺、実施区域の範囲を記載
実施区域及びその周辺の現況が分かる写真	近景と遠景でそれぞれ 4 方向以上の写真
実施区域及びその隣接地の公図	公的機関の発行する地番が記載された地籍図
実施区域の土地の登記事項証明書	3 ヶ月以内に発行された原本又はコピー
実地区域の土地の所有者一覧	地番ごとに所有者の住所氏名等を記載
求積図	実施区域等の敷地面積が算出できる図書
土地利用計画図	方位、縮尺、設備・柵塀・標識の設置位置、送電線・電柱の位置、管理道路・出入口の配置等を記載
造成計画平面図及び縦横断図	土地の造成を伴う場合は添付
太陽光発電設備及び工作物等の構造図	それぞれの構造のほか、仕様を記載
経済産業大臣に提出した太陽光発電事業計画認定申請書の写し	申請書の添付書類は提出不要
太陽光発電設備の維持管理及び撤去並びに廃棄物処理に係る計画書	設備や実施区域の維持管理・点検の方法、管理者・点検者、稼働収支見込、災害時や撤去・廃棄に掛かる費用の積立見込、廃棄物の廃棄方法等を記載
関係法令等の手続状況の一覧	発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が確認できる書類
そのほか、町長が必要と認める書類	

⑤ 計画標識の設置

地域住民や実施区域周辺に土地を所有する方などの関係者に計画を周知するため、標識の設置が必要です。

● 設置の期限

事業計画届出書が受理されてから 30 日以内

※掲示する期間は、「設備の設置工事に着手する日まで」です。

● 設置場所

太陽光発電設備を設置しようとする土地の道路などに面した見えやすい場所

● 計画標識に記載が必要な事項

標識のサイズは、「縦 25cm、横 35cm 以上」とし、次の事項を記載するものとしています。

- ・ 発電設備の区分（太陽光発電設備と記載）
- ・ 太陽光発電設備の名称
- ・ 太陽光発電設備の設置場所
- ・ 実施区域の面積
- ・ 設置工事着手予定年月日及び完了予定年月日
- ・ 運転開始予定年月日
- ・ 事業者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名、住所）
- ・ 設置工事の施工業者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地
- ・ 緊急時の連絡先

※標識の設置後に計画内容の変更が生じたときは、速やかに変更した内容の標識を設置してください。

※計画標識のイメージ

再生可能エネルギー発電計画の内容		
発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	湧別町発電所
	設置場所	湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
	区域面積	1,500.00 m ²
	工事予定期間	2025 年 4 月 1 日～2025 年 10 月 30 日
	運転開始予定	2026 年 4 月 1 日
事業者	氏名	株式会社 湧別エナジー 代表取締役 湧別 太郎
	住所	湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
施工者	氏名	太陽産業 株式会社 代表取締役 太陽 次郎
	住所	湧別町栄町 112 番地の 1
緊急時連絡先		01586-2-5862（株式会社 湧別エナジー）

【標識設置後の届出】

標識の設置が完了したときや標識の内容を変更したときは、届出書の提出が必要です。

● 設置の報告の期限

標識を設置した日から7日以内

● 届出に必要な書類

- ☐ 太陽光発電設備設置計画標識（設置・内容変更）届出書（様式第7号）
- ☐ 標識を設置した場所を明示した図面
- ☐ 標識の設置位置及び標識に記載された内容が読み取れる写真

⑥ 認定の報告

経済産業大臣から事業計画の認定を受けたときは、その報告を行う必要があります。

● 報告の期限

経済産業大臣の認定を受けた日から14日以内

● 届出に必要な書類

添付書類	備 考
太陽光発電事業計画認定報告書（様式第8号）	
事業者の履歴事項全部証明書	事業計画届出書に添付した書類のうち、内容に変更がないものについては、添付の省略が可能
事業の全体スケジュール	
実施区域の位置図及び案内図	
実施区域及びその周辺の現況が分かる写真	
実施区域及びその隣接地の公図	
実施区域の土地の登記事項証明書	
実地区域の土地の所有者一覧	
求積図	
土地利用計画図	
造成計画平面図及び縦横断図	
太陽光発電設備及び工作物等の構造図	
太陽光発電事業計画認定申請書の写し	
太陽光発電設備の維持管理及び撤去並びに廃棄物処理に係る計画書	
関係法令等の手続状況の一覧	
経済産業大臣の認定を受けたことを証する認定通知書の写し	
そのほか、町長が必要と認める書類	

⑦ 協定締結の申出

要協定区域に太陽光発電設備を設置する場合または要協定設備を設置する場合には、町との協定が必要になります。

認定の報告を行った後は、申し出の期限にかかわらず速やかに協定締結の申出を行うよう留意してください。

なお、協定書は、町が作成し双方で内容を確認した後、それぞれ記名押印のうえ、1部ずつ保管するものとします。また、協定書の標準例は、参考資料に掲載しています。

● 協定の申出期限

経済産業大臣の認定の報告から 14 日以内

● 申出に必要な書類

協定締結申出書（様式第 9 号）

● 協定書で定める事項

- ・ 太陽光発電設備の適切な維持及び管理に関する事項
 - ・ 生活環境並びに自然環境の保全及び災害防止に関する事項
 - ・ 地域住民等との信頼構築、地域との調和に関する事項
 - ・ 災害発生時の措置に関する事項
 - ・ 発電事業の完了又は廃止後の措置に関する事項
- など

⑧ 工事着手の届出

設備設置工事に着手しようとするときは、事前に届出が必要です。

なお、設置工事に伴う樹木の伐採及び土地の形状の変更等もこの設備設置工事に含まれますので、届出の期限には注意してください。

● 届出の期限

工事に着手しようとする日の 60 日前

● 届出に必要な書類

- ☐ 太陽光発電設備設置工事着手届（様式第 10 号）
- ☐ 工事の工種や順序、工種ごとの工期をまとめた行程表

⑨ 事業標識の設置

本条例では、10kW 以上の太陽光発電設備に対して事業標識を設置することを義務付けています。再エネ特措法施行規則では、出力 20kW 以上の設備に標識の掲示を義務付けられていますので、この違いに注意してください。

● 設置の時期

設備設置工事に着手した後速やかに設置

※掲示する期間は、「発電事業が完了・廃止するまで」です。

● 設置場所

発電事業の実施区域の道路等に面した見えやすい場所

● 計画標識に記載が必要な事項

標識のサイズは、「縦 25cm、横 35cm 以上」とし、次の事項を記載するものとしています。

- ・ 発電設備の区分（太陽光発電設備と記載）
- ・ 太陽光発電設備の名称
- ・ 経済産業省から割り当てられた設備 I D
- ・ 太陽光発電設備の設置場所
- ・ 太陽光発電設備の出力
- ・ 事業者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名、住所）
- ・ 保守点検責任者名
- ・ 事業者又は保守点検責任者の連絡先
- ・ 運転開始年月日（西暦で記載）

※内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容の標識を設置してください。

※計画標識のイメージ

再生可能エネルギー発電事業の設備		
発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	湧別町発電所
	設備 I D	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	設置場所	湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
	出力	49.5kW
事業者	氏名	株式会社 湧別エナジー 代表取締役 湧別 太郎
	住所	湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
	連絡先	01586-2-5862
施工者	氏名	太陽産業 株式会社 代表取締役 太陽 次郎
	住所	湧別町栄町 112 番地の 1
緊急時連絡先		01586-2-5862（株式会社 湧別エナジー）

⑩ 工事完了の届出

設備設置工事が完了したときは、工事完了の届出が必要です。

なお、施工中の状況については、写真で工種毎（土地の造成・整地、土留め、架台基礎工、架台組立、パネル組立など）に記録・整理しておくことが望ましいです。

● 届出の期限

設備設置工事が完了した日から 20 日以内

● 届出に必要な書類

- ☐ 太陽光発電設備設置工事完了届（様式第 11 号）
- ☐ 工事の着工前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
※施行中の写真は、工種毎に主たる写真を 1 枚以上提出してください。

⑪ 設備等変更の届出

太陽光発電設備等の変更をしようとするときは、事前に届出が必要です。

ただし、実施区域の縮小による面積の減少や工作物の主要な部分以外の部分の材料や構造の変更など軽微な変更をしようとするときは変更届の提出は必要ありません。

● 届出の期限

設備等の変更を行おうとする日の 30 日前

● 届出に必要な書類

- ☐ 太陽光発電設備等変更届（様式第 12 号）
- ☐ 設備等の内容に変更が生じたことが確認できる書類

⑫ 地位承継の届出

事業の譲渡や事業者の変更などによって事業を承継したときは、届出が必要です。

● 届出の期限

事業を承継した日を含む 14 日以内

● 届出に必要な書類

- ☐ 太陽光発電事業承継届出書（様式第 15 条）
- ☐ 売買契約書の写し等、事業を承継した事実が確認できる書類
- ☐ 事業を承継した者の履歴事項全部証明書（個人の場合は、住民票の写し）

⑬ 事業廃止等の届出

発電事業を完了または廃止したときは、届出を行うとともに、速やかに太陽光発電設備の撤去と発生した廃棄物の処理を適切に行ってください。

- 届出の期限

事業を完了・廃止した日を含む 14 日以内

- 届出に必要な書類

☐ 太陽光発電事業完了・廃止届（様式第 13 号）

⑭ 設備撤去等の届出

太陽光発電設備の撤去と廃棄が完了したときは、届出を行うとともに、必要に応じて整地や植林などを行い、実施区域内を設置前の原状に回復してください。

- 届出の期限

設備の撤去と廃棄が完了した日を含む 14 日以内

- 届出に必要な書類

☐ 太陽光発電設備撤去・廃棄完了届（様式第 14 号）

☐ 設備の撤去前、撤去中及び撤去後の写真

☐ 廃棄物を適正に処理したことが確認できる書類の写し（マニフェスト）

(3) 手続きごとの届出書類一覧

【手続きごとの届出書類一覧】

手続等	届出時期	届出書類
事前相談	経産省への認定申請前	・ 太陽光発電設備設置事前相談書（様式第1号） ・ 実施区域及び実施近隣区域が分かる地図等 ・ 地域住民等の説明会で配布を予定している資料 ・ 事前周知で配布等を予定している資料
住民説明等	説明会等を行った日から7日以内	・ 地域住民等説明会開催報告書（様式第3号） ・ 説明の際に配布した資料 ・ 説明の際の状況写真 ・ 説明を行った地域住民等の名簿
	事前周知等を行った日から7日以内	・ 地域住民等事前周知報告書（様式第4号） ・ 周知した内容が分かる資料 ・ 周知した地域住民等の名簿
	地域住民等に対して回答・協議を行った日から14日以内	・ 意見協議報告書（様式第5号） ・ 地域住民等から提出があった意見書の写し
事業計画届出	経済産業大臣への事業計画の認定申請を行った日から30日以内	・ 太陽光発電設備設置事業計画届出書（様式第6号） ・ 事業者の履歴事項全部証明書 ・ 事業の全体スケジュール ・ 実施区域の位置図及び案内図 ・ 実施区域及びその周辺の現況が分かる写真 ・ 実施区域及びその隣接地の公図 ・ 実施区域の土地の登記事項証明書 ・ 実地区域の土地の所有者一覧 ・ 求積図 ・ 土地利用計画図 ・ 造成計画平面図及び縦横断面図 ・ 太陽光発電設備及び工作物等の構造図 ・ 経済産業大臣に提出した太陽光発電事業計画認定申請書の写し ・ 太陽光発電設備の維持管理及び撤去並びに廃棄物処理に係る計画書 ・ 関係法令等の手続状況の一覧 ・ そのほか、町長が必要と認める書類

手続等	届出時期	届出書類
計画標識設置	標識を設置した日から 7 日以内	・ 太陽光発電設備設置計画標識（設置・内容変更）届出書（様式第 7 号） ・ 標識を設置した場所を明示した図面 ・ 標識の設置位置及び標識に記載された内容が分かる写真 ※計画標識の設置期限は、事業計画届出書が受理されてから 30 日以内
認定の報告	経済産業大臣の認定を受けた日から 14 日以内	・ 太陽光発電事業計画認定報告書（様式第 8 号） ・ 事業計画（変更）届出書に添付した書類のうち、内容に変更があった書類 ・ 経済産業大臣の認定を受けたことを証する認定通知書の写し ・ そのほか、町長が必要と認める書類
町との協定締結申出	経済産業大臣の認定の報告から 14 日以内	・ 協定締結申出書（様式第 9 号）
太陽光設備の設置工事着手届出	工事に着手しようとする日の 60 日前まで	・ 太陽光発電設備設置工事着手届（様式第 10 号） ・ 工程が確認できる書類 ※設置工事着手後速やかに事業標識を設置
太陽光設備の設置工事完了届出	工事が完了した日から 20 日以内	・ 太陽光発電設備設置工事完了届（様式第 11 号） ・ 工事の着工前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
事業変更届出	変更の日の 30 日前まで	・ 太陽光発電設備等変更届（様式第 12 号） ・ 変更の内容が確認できる書類
地位承継届出	承継した日を含む 14 日以内	・ 太陽光発電事業承継届出書（様式第 15 条） ・ 売買契約書の写し等、事業を承継した事実が確認できる書類 ・ 事業を承継した者の履歴事項全部証明書（個人の場合は、住民票の写し）
事業廃止届出	完了・廃止した日を含み 14 日以内	・ 太陽光発電事業完了・廃止届（様式第 13 号）
撤去完了届出	廃棄が完了した日を含む 14 日以内	・ 太陽光発電設備撤去・廃棄完了届（様式第 14 号）

4 届出の方法と手続き上の注意点

(1) 届出の方法・提出先

本条例上の各種届出は、下記のとおり提出してください。

- 提出方法 : 書面にて持参又は郵送
- 提出部数 : 正本 1 部
- 提出先 : 〒099-6592 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
湧別町役場 企画財政課 未来づくりグループ

(2) 手続き上の注意点とお願い

本条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

本条例の施行前に太陽光発電設備の設置工事を着手した事業については、事業計画段階の届出や工事の実施や完了、事業完了等に係る届出を行う義務は負いませんが、届出の提出を否定するものではありません。

令和 6 年度においては、設置工事に着手する日によっては、手続きや届出のスケジュールがタイトになることも想定されますので、早めに相談や確認を行っていただきますようお願いいたします。

また、施行日と計画申請日、工事着手日などの関係から、必要な手続きや届出などが異なります。各段階での必要な手続き等についてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、事業完了廃止の届出や設備の廃棄完了届出、地位承継の届出などは、施行日時点ですでに設備の設置がされているものに対しても必要な手続きになりますほか、町からの報告や資料提出の要求や立入調査、指導等の対象は、条例施行前に設置工事に着手した事業者にも及びます。

これらの手続きを行わない場合や町の求めに応じない場合については、勧告や措置命令の対象になりますので、条例に定められた手続きを適正に行っていただくとともに、設備や実施区域の維持管理の徹底、周辺住民や環境への配慮、事業完了後の設備撤去など、適切に事業を行うよう徹底をお願いいたします。

【民間団体作成ガイドライン等】

ガイドライン名称	発行元	発行年
太陽光発電事業の評価ガイド（2019年改定）	太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会	2019年
住宅用太陽光発電システム設計・施工指針	一般財団法人 新エネルギー財団	2007年
太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2010年
太陽光発電システムの反射光トラブル防止について	一般社団法人 太陽光発電協会	2010年
10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点（第10版）	一般社団法人 太陽光発電協会	2015年
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版（本文、技術資料、付録A、付録B）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人 太陽光発電協会 奥地建産株式会社	2019年
傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人 太陽光発電協会	2021年
営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人 太陽光発電協会	2021年
水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人 太陽光発電協会	2021年
太陽光発電システムの不具合事例とその対処例	一般社団法人 太陽光発電協会	2020年

ガイドライン名称	発行元	発行年
太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について	一般社団法人 太陽光発電協会	2015 年
震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点	一般社団法人 太陽光発電協会	2016 年
太陽光発電システム保守点検ガイドライン(2019 年改訂版)	一般社団法人 日本電機工業会 一般社団法人 太陽光発電協会	2019 年
太陽電池モジュールの適正処理(リサイクル)が可能な産業廃棄物中間処理業者名一覧表	一般社団法人 太陽光発電協会	

【各省庁等作成ガイドライン等】

ガイドライン名称	発行元	発行年
太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準	東京消防庁	2014 年
太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報(第 1 版)	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	2015 年
太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集	環境省	2016 年
事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(2023 年改訂)	資源エネルギー庁	2023 年
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省	2019 年
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)	環境省	2018 年
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン	環境省	2021 年
廃棄等費用積立ガイドライン	資源エネルギー庁	2021 年
「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」	経済産業省、農林水産省、 国土交通省、環境省	2023 年
再エネ特措法改正関連情報	資源エネルギー庁	

※ これらガイドライン等については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新の情報を参照すること。

※ この資料は、資源エネルギー庁が作成した「業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」掲載の付録を参考に作成しています。

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 太陽光発電設備の設置禁止区域等（第8条—第10条）
- 第3章 太陽光発電設備設置の手続等
 - 第1節 事前相談、地域住民等への説明等（第11条—第13条）
 - 第2節 事業者の届出等（第14条—第23条）
- 第4章 町の調査、指導、勧告、命令等（第24条—第28条）
- 第5章 命令の公表、国等への報告（第29条—第30条）
- 第6章 雑則（第31条）
- 第7章 罰則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の設置及び管理について、地域の安全の確保、生活環境及び自然環境の保全を図るために必要な事項を定めることにより、地域社会と太陽光発電設備との調和を推進し、将来のまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 本町の豊かな自然環境は、先人が守り育ててきた地域の貴重な宝であり、また現在の町並みは、開拓の鍬がおろされてからこの地域に暮らす人々などのたゆまぬ努力により築き上げた町民のかけがえのない財産である。このすべての町民の財産を守り未来に受け継ぐため、町、町民及び関係者は、町民が安心し安全に生活できる環境の保全を図らなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する設備のうち、太陽光を電気に変換するための設備であって、太陽光パネルを架台等で地上等に設置し、自立するものをいう。
- (2) 発電出力 太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力の値をいい、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備を用いて発電した電気を市場取引等により供給又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業をいう。

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

- (4) 事業者 法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「省令」という。）に基づき、事業計画の認定の申請を行い、発電事業を行う者をいう。
- (5) 実施区域 発電事業の用に供する一団の土地であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域及び当該区域の緩衝帯として整備された区域をいう。
- (6) 実施近隣区域 実施区域の境界線からの水平距離が100メートルの範囲内の区域をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
- ア 実施近隣区域に居住する者
 - イ 実施近隣区域に土地若しくは建築物を所有する者又は使用する者
 - ウ 実施近隣区域内の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体）の会長
- (8) 設備設置工事 太陽光発電設備の設置及び増設（これらの行為に伴う樹木の伐採及び土地の形状の変更等を含む。）をいう。
- (9) 認定申請 法第9条第1項又は同法第10条第1項の規定に基づく経済産業大臣の認定申請をいう。

（対象設備）

第4条 本条例の対象とする設備は、町内に設置する太陽光発電設備のうち、発電出力が10キロワット以上のものとし、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの及び町内で事業を営む者が、主に自己消費を目的として事業所等に併設するものを除く。

（町の役割）

第5条 町は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町民、土地所有者及び事業者に対し、太陽光発電設備の適正な設置に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（町民及び土地所有者の役割）

第6条 町民及び土地所有者は、太陽光発電設備の設置が環境等に与える影響を理解し、本条例に基づく手続を行うほか、町の施策に協力するよう努めるものとする。

2 町民及び土地所有者は、事業者と協力し、太陽光発電設備の適正な設置に努めなければならない。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、発電事業の実施に当たり、関係する法令、条例等を遵守し、安全確保、生活環境並びに自然環境の保全及び災害発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

- 2 事業者は、発電事業の実施に当たり、地域住民等との良好な関係を築き、地域との調和を保たなければならない。

第2章 太陽光発電設備の設置禁止区域等

(禁止区域)

第8条 何人も、次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）においては、太陽光発電設備の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に太陽光発電設備の設置をすべきではないと判断した区域

(要協定区域)

第9条 事業者は、太陽光発電設備の設置に当たり特に配慮が必要な次に掲げる区域（以下「要協定区域」という。）において、太陽光発電設備の設置を行おうとするときは、町長と当該設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条の周知の埋蔵文化財包蔵地の区域
- (2) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている森林のうち、前条第1項第2号の区域を除く区域
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号イに規定する農用地区域内の農地及び採草放牧地の区域（省令第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の国定公園の区域
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域
- (7) 主要道路に接し住宅が密集している区域のうち規則で定める区域
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に配慮が必要と認めた区域

(要協定設備)

第10条 事業者は、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2号の規定による届出が必要な太陽光発電設備（以下「要協定設備」という。）の設置を行おうとするときは、町長と当該設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結しなければならない。

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

第3章 太陽光発電設備設置の手続等

第1節 事前相談、地域住民等への説明等

(事前相談)

第11条 事業者は、設備設置工事を行おうとする場合又は発電事業に関する計画を変更しようとする場合には、認定申請を行う前であって、太陽光発電設備の設置及び発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）についての地域住民等に対する説明会及び事前周知を行う前に、設備設置工事の箇所及び説明会の開催等について町長に相談し、その内容について協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による相談があったときは、事業者に対し必要な回答を行うものとする。

(地域住民等への説明)

第12条 事業者は、要協定区域に太陽光発電設備を設置する場合又は町内に要協定設備を設置する場合には、認定申請を行う前に地域住民等に対して当該事業計画についての説明会を開催し、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、実施近隣区域内の自治会の会長が認めるときは、戸別訪問その他適当な方法をもって地域住民等に事業計画を周知することにより、前項に規定する説明会の開催に代えることができる。

3 事業者は、第1項の説明会又は前項の周知を行った日から2週間以上の期間にわたり、地域住民等からの当該事業計画に対する質問及び意見等を受け付け、質問又は意見等があったときは、回答又は協議を行い、その内容及び対応の結果について町長に報告しなければならない。

(地域住民等への周知)

第13条 前条の規定による説明会の開催又は周知が必要とならない設備設置工事又は発電事業に関する計画の変更にあつては、第3条第1項第7号のア及びウの地域住民等に対して事業計画の周知を行い、その内容を町長に報告しなければならない。

2 事業者は、前項の事業計画の周知を行った日から2週間以上の期間にわたり、地域住民等からの当該事業計画に対する質問及び意見等を受け付け、質問又は意見等があったときは、回答又は協議を行い、その内容及び対応の結果について町長に報告しなければならない。

第2節 事業者の届出等

(事業計画の届出)

第14条 事業者は、認定申請を行った日から30日以内に、事業計画を町長に届け出なければならない。

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

（計画標識の設置）

第15条 事業者は、前条の届出が受理されてから30日以内に、太陽光発電設備を設置しようとする土地の道路等に面した見えやすい場所に事業計画等の内容を記した標識を設置し、設備設置工事に着手する日までの間、掲示していなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、町長に届け出なければならない。

3 事業者は、第1項の標識の設置後において計画の内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容を記した標識を設置し、町長に届け出なければならない。

（認定の報告）

第16条 事業者は、法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けたことを証する認定通知書が発行された日から14日以内に町長にその結果を報告しなければならない。

（協定の申出）

第17条 事業者は、第9条又は第10条に規定する協定を締結しようとするときは、前条の規定により認定の報告を行った日から14日以内に町長に申し出なければならない。

（工事着手の届出）

第18条 事業者は、設備設置工事に着手しようとするときは、当該工事に着手しようとする日の60日前までに町長に届け出なければならない。

（事業標識の設置）

第19条 事業者は、設備設置工事の着手後速やかに、発電事業の実施区域の道路等に面した見えやすい場所に発電事業の内容を記した標識を設置し、発電事業が完了又は廃止するまで掲示していなければならない。

2 事業者は、前項の標識の設置後において発電事業の内容に変更が生じたときは、速やかに変更した内容を記した標識を設置しなければならない。

（工事完了の届出）

第20条 事業者は、設備設置工事が完了したときは、当該工事が完了した日から20日以内に町長に届け出なければならない。

（設備等変更の届出）

第21条 事業者は、太陽光発電設備等の変更をしようとするときは、変更の日の30日前までに町長に届け出なければならない。ただし、事業計画の軽微な変更をしようとするときを除く。

2 特別な事情により、前項に規定する期日の翌日以降に事業計画の変更が必要であると判明したときは、変更が必要であると判明した日から10日以内に町長に届け出なければならない。

（事業廃止等の届出）

第22条 事業者は、発電事業を完了し又は廃止したときは、完了した日又は廃止した日から

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

起算して14日以内に町長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、発電事業の完了又は廃止により太陽光発電設備の稼働を停止したときは、速やかに太陽光発電設備の撤去及び撤去に伴い発生した廃棄物の処理等の措置を適正に行うとともに、当該措置が完了した日から起算して14日以内に町長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電設備を撤去したときは、必要に応じて、設置した区域を設置前の原状に回復しなければならない。

(地位の承継)

第23条 事業者の地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に町長に届け出なければならない。

第4章 町の調査、指導、勧告、命令等

(報告徴収)

第24条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第25条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者の事務所若しくは事業所又は発電事業の実施区域に立ち入り、発電事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は関係人に質問することができる。

(指導又は助言)

第26条 町長は、事業者に対し、太陽光発電設備の設置及び発電事業の適正な実施のために必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、相当の期間を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第11条から第22条に規定にする事業者が行わなければならない手続等を怠った者又は虚偽の届出若しくは報告等を行った者
- (2) 第22条第2項の規定による撤去及び処理並びに同条第3項の規定による原状回復を行わなかった者
- (3) 第23条の規定による届出を怠った者又は虚偽の届出を行った者
- (4) 第24条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をし、若しくは資料の提出をした者
- (5) 第25条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して回答を拒み、若しくは虚偽の回答をした者
- (6) 第7条第1項に規定する措置を講じていない者

(命令)

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例

第28条 町長は、第8条の規定に違反して事業を実施した者又は前条の規定による勧告に正当な理由なく従わない者に対し、相当の期間を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

第5章 命令の公表、国等への報告

(公表)

第29条 町長は、前条に規定する命令をしたときは、命令を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表の対象となる者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(国及び道への報告)

第30条 町長は、前条の規定による公表を行ったときは、当該公表の内容及び公表の事実を国及び北海道に報告するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第32条 正当な理由なく第28条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条から第15条の規定は、この条例の施行日前に認定申請を行った者には適用しない。

3 第16条の規定は、この条例の施行日前に法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた者には適用しない。

4 第17条から第20条の規定は、この条例の施行日前に設備設置工事に着手した者には適用しない。

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（令和6年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(要協定区域)

第3条 条例第9条第7号の規則で定める区域は、別表に定める区域とする。

(事前相談)

第4条 条例第11条第1項の事前相談は、太陽光発電設備設置事前相談書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施区域及び実施近隣区域が分かる地図等
- (2) 条例第12条第1項の説明会において配布を予定している資料又は条例第13条第1項の周知において配布等を予定している資料

2 条例第11条第2項の回答は、事業者と協議を行った上、太陽光発電設備設置事前相談回答書（様式第2号）により行うものとする。

(説明会等の報告)

第5条 条例第12条第1項の規定による報告は、説明会を開催した日から7日以内に、地域住民等説明会開催報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 説明会の開催案内を行った書面
- (2) 説明会で配布した資料
- (3) 説明会の状況写真
- (4) 説明会の参加者名簿

2 条例第12条第2項及び条例第13条第1項の規定による周知の報告は、周知を行った日から7日以内に、地域住民等事前周知報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 周知した内容が分る資料
- (2) 周知した地域住民等の名簿

3 条例第12条第3項及び条例第13条第2項に規定する報告は、地域住民等へ回答又は協議を行った日から14日以内に意見協議報告書（様式第5号）に当該意見書等の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(事業計画の提出)

第6条 条例第14条の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業計画届出書（様式第6号）

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例施行規則

に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し）
- (2) 事業の全体スケジュール
- (3) 実施区域の位置図及び案内図
- (4) 実施区域及びその周辺の現況が分かる写真
- (5) 実施区域及びその隣接地の公図
- (6) 実施区域の土地の登記事項証明書
- (7) 実施区域の土地の所有者一覧
- (8) 求積図
- (9) 土地利用計画図
- (10) 造成計画平面図及び縦横断図（土地の造成を伴う場合のみ）
- (11) 太陽光発電設備及び工作物等の構造図
- (12) 認定申請に当たって提出した太陽光発電事業計画認定申請書の写し
- (13) 太陽光発電設備の維持管理及び撤去並びに廃棄物処理に係る計画書
- (14) 関係法令等の手続状況の一覧
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の届出を受理したときは、事業者に対し、受理した旨を通知するものとする。

（計画標識の設置）

第7条 条例第15条第1項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発電設備の区分（太陽光発電設備と記載）
- (2) 太陽光発電設備の名称
- (3) 太陽光発電設備の設置場所
- (4) 実施区域の面積
- (5) 設置工事着手予定年月日及び完了予定年月日
- (6) 運転開始予定年月日
- (7) 事業者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（個人にあっては、住所及び氏名）
- (8) 設置工事の施工者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（個人にあっては、住所及び氏名）
- (9) 緊急時の連絡先

2 標識は、縦25センチメートル、横35センチメートル以上とする。

3 条例第15条第2項及び第3項に規定する届出は、当該標識を設置した日から7日以内に、

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例施行規則

太陽光発電設備設置計画標識（設置・内容変更）届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所を明示した図面
- (2) 標識の設置位置及び標識に記載された内容が分かる写真
（認定の報告）

第8条 条例第16条の規定による報告は、太陽光発電事業計画認定報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項の各号に掲げる書類。ただし、当該書類の内容に変更がないものについては、添付を省略することができるものとする。
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けたことを証する認定通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（協定の申出）

第9条 条例第17条の規定による協定締結の申出は、協定締結申出書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した協定書を作成し、当該申出書の提出を行った者と協定を締結するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の適切な維持及び管理に関する事項
- (2) 生活環境及び自然環境の保全並びに災害防止に関する事項
- (3) 地域住民等との信頼構築、地域との調和に関する事項
- (4) 災害発生時の措置に関する事項
- (5) 発電事業の完了又は廃止後の措置に関する事項
- (6) その他町長が必要と認める事項
（工事着手の届出）

第10条 条例第18条の規定による工事着手の届出は、太陽光発電設備設置工事着手届（様式第10号）に工程が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
（事業標識の設置）

第11条 条例第19条第1項に規定する標識は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発電設備の区分（太陽光発電設備と記載）
- (2) 太陽光発電設備の名称
- (3) 経済産業省から割り当てられた設備ID
- (4) 太陽光発電設備の設置場所
- (5) 太陽光発電設備の出力

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例施行規則

- (6) 事業者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（個人にあっては、住所及び氏名）
- (7) 保守点検責任者名
- (8) 事業者又は保守点検責任者の連絡先
- (9) 運転開始年月日

2 標識は、縦25センチメートル、横35センチメートル以上とする。

（工事完了の届出）

第12条 条例第20条の規定による工事完了の届出は、太陽光発電設備設置工事完了届（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の着工前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
 - (2) 条例第19条に規定する標識の設置位置及び標識に記載された内容が分かる写真
- （設備等変更の届出）

第13条 条例第21条第1項の規定による太陽光発電設備等の変更の届出は、太陽光発電設備等変更届（様式第12号）に第6条第1項各号に掲げる書類のうち内容に変更が生じたことが確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 条例第21条第1項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 発電出力に影響がない機器の変更
 - (2) 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分の材料又は構造を変更する場合
- （事業廃止等の届出）

第14条 条例第22条第1項の規定による発電事業の完了又は廃止の届出は、太陽光発電事業完了・廃止届（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 条例第22条第2項の規定による太陽光発電設備の撤去及び廃棄完了の届出は、太陽光発電設備撤去・廃棄完了届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の写真
 - (2) 廃棄物を適正に処理したことが確認できる書類の写し
- （地位の承継の届出）

第15条 条例第23条の規定による地位の承継の届出は、太陽光発電事業承継届出書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し等、事業を承継した事実が確認できる書類
 - (2) 事業を承継した者の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し）
- （報告等の徴収）

第16条 条例第24条の規定による報告又は資料の徴収は、太陽光発電設備に関する状況報告

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例施行規則

要求書（様式第16号）によるものとする。

（立入調査）

第17条 町長は、条例第25条の規定による立入調査を行おうとするときは、その5日前までに事業者に対し、立入調査実施通知書（様式第17号）により立入調査を実施する旨を通知しなければならない。

（指導又は助言）

第18条 条例第26条の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備の措置に関する助言・指導書（様式第18号）によるものとする。

（勧告）

第19条 条例第27条の規定による勧告は、太陽光発電設備の措置に関する勧告書（様式第19号）によるものとする。

（命令）

第20条 条例第28条の規定による命令は、太陽光発電設備の措置に関する命令書（様式第20号）によるものとする。

（公表）

第21条 条例第29条の規定による公表は、湧別町公告式条例（平成21年条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示するとともに、町広報紙又は町公式ホームページに掲載しなければならない。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電設備設置事前相談書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）
第11条第 1 項の規定により、下記のとおり事前に相談します。

記

発電設備に 関する事項	発電設備の所在地	湧別町
	実施区域の面積	. m ² ※小数点第二位まで記入
	発電設備の合計出力	. kW ※小数点第一位まで記入
	設置工事着手予定日	年 月 日
	発電設備運転予定日	年 月 日
	要協定区域の有無	☐ 有（条例第 9 条第 号に該当） ☐ 無
説明会に 関する事項	法令に基づく説明範 囲	
	条例に基づく説明範 囲	
	開催予定日時	
	開催予定場所	
相談担当者		所属・役職 氏 名 連 絡 先

※ 開催予定日時及び開催予定場所が未定の場合は、「未定」と記入する。

【添付書類】

- (1) 実施区域及び実施近隣区域が分かる地図等
- (2) 地域住民等への説明会で配布を予定している資料又は事前周知で配布等を予定している資料

湧別町長

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第11条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

発電設備に関する事項	(意見等)
説明会に関する事項	(意見等)
他の市町村への相談の要否	☐ 要（市町村名： ） ☐ 不要
備 考	

(担当課名等)

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

地域住民等説明会開催報告書

太陽光発電設備の設置に当たって、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第12条第1項の規定により、地域住民等に対して説明会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

発電設備の所在地	湧別町	
対象自治会名	自治会	
開催年月日	年 月 日	
開催場所		
参加者等	名（参加者氏名は別紙名簿のとおり）	
説明会での質問等の有無	☐ 有 ☐ 無	
質問等に対する回答の内容	質問・意見等内容	
	回答内容	
説明会後の質問等の受付	受付期間	年 月 日～ 年 月 日
	受付方法	

【添付書類】

- (1) 説明会の開催案内を行った書面
- (2) 説明会で配布した資料
- (3) 説明会の状況写真
- (4) 説明会の参加者名簿

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

地域住民等事前周知報告書

太陽光発電設備の設置に当たって、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（第12条第2項・第13条第1項）の規定により、地域住民等に対して周知を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

発電設備の所在地		湧別町
対象自治会名		自治会
実施年月日		年 月 日～ 年 月 日
周知方法		
周知対象者		名（対象者は別紙名簿のとおり）
周知での質問等の有無		☐ 有 ☐ 無
質問等に対する回答の内容	質問・意見等内容	
	回答内容	
周知後の質問等の受付	受付期間	年 月 日～ 年 月 日
	受付方法	

【添付書類】

- (1) 周知した内容が分かる資料
- (2) 周知した地域住民等の名簿

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所
氏 名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

意見協議報告書

太陽光発電設備の設置に当たっての地域住民等への説明後、地域住民等から事業計画に対して意見等がありましたので湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（第12条第3項・条例第13条第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

発電設備の所在地	湧別町
対象自治会名	自治会
質問・意見提出日	年 月 日
質問・意見の内容	
協議の内容及び結果	

【添付書類】

意見書等の写し

様式第 6 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあつては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕 ㊤
電話番号

太陽光発電設備設置事業計画届出書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）
第14条の規定により、下記のとおり事業計画について届け出ます。

また、発電事業の実施に当たっては、関係法令並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づく認定申請書に記載の遵守事項及び国が策定したガイドライン等の配慮事項等を遵守することを誓約します。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
発電設備の合計出力	. k W ※小数点第一位まで記入
実施区域の面積	. m ² ※小数点第二位まで記入
実施区域の土地所有者との関係	
事業計画の工程	設置工事着手予定日 年 月 日
	設置工事完了予定日 年 月 日
	発電設備運転予定日 年 月 日
	発電設備廃止予定日 年 月 日
要協定区域の有無	☐ 有（条例第 9 条第 号に該当） ☐ 無
担当責任者	所属・役職 氏 名 連 絡 先

(裏面)

添付書類	
☐	1. 事業者の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し）
☐	2. 事業の全体スケジュール
☐	3. 実施区域の位置図及び案内図
☐	4. 実施区域及びその周辺の現況が分かる写真
☐	5. 実施区域及びその隣接地の公図
☐	6. 実施区域の土地の登記事項証明書
☐	7. 実施区域の土地の所有者一覧
☐	8. 求積図
☐	9. 土地利用計画図
☐	10. 造成計画平面図及び縦横断図（土地の造成を伴う場合のみ）
☐	11. 太陽光発電設備及び工作物等の構造図
☐	12. 太陽光発電事業計画認定申請書の写し
☐	13. 太陽光発電設備の維持管理及び撤去並びに廃棄物処理に係る計画書
☐	14. 関係法令等の手続状況の一覧
☐	15. その他（ ）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電設備設置計画標識（設置・内容変更）届出書

太陽光発電設備の設置計画に関する標識を（設置・変更）したので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（第 15 条第 2 項・第 15 条第 3 項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
標識設置・変更日	年 月 日
変更した場合の内容	

【添付書類】

- (1) 標識を設置した場所を明示した図面
- (2) 標識の設置位置及び標識に記載された内容が分かる写真

様式第 8 号（第 8 条関係）

（表面）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所
氏 名
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

太陽光発電事業計画認定報告書

再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による経済産業大臣の認定を受けましたので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）第 16 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	(設備 I D)
発電設備の合計出力	. kW ※小数点第一位まで記入
実施区域の面積	. m ² ※小数点第二位まで記入
実施区域の土地所有者との関係	
事業計画の工程	設置工事着手予定日 年 月 日 設置工事完了予定日 年 月 日 発電設備運転予定日 年 月 日 発電設備廃止予定日 年 月 日
要協定区域の有無	☐ 有（条例第 9 条第 号に該当） ☐ 無
計画認定日	年 月 日
報告担当責任者	所属・役職 氏 名 連 絡 先

(裏面)

添付書類	
☐	1. 事業者の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し）
☐	2. 事業の全体スケジュール
☐	3. 実施区域の位置図及び案内図
☐	4. 実施区域及びその周辺の現況が分かる写真
☐	5. 実施区域及びその隣接地の公図
☐	6. 実施区域の土地の登記事項証明書
☐	7. 実施区域の土地の所有者一覧
☐	8. 求積図
☐	9. 土地利用計画図
☐	10. 造成計画平面図及び縦横断図（土地の造成を伴う場合のみ）
☐	11. 太陽光発電設備及び工作物等の構造図
☐	12. 太陽光発電事業計画認定申請書の写し
☐	13. 太陽光発電設備の維持管理及び撤去並びに廃棄物処理に係る計画書
☐	14. 関係法令等の手続状況の一覧
☐	15. 経済産業大臣より太陽光発電事業計画の認定を受けたことを証する認定通知書の写し
☐	16. その他（ ）

※ 1 から 14 の書類について、事業計画届出書に添付した書類の内容から変更がないものについては、添付を省略することができる。

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

協定締結申出書

太陽光発電設備の設置に当たり、協定を締結したいので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第17条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
協定締結の理由	☐ 要協定区域における発電設備の設置 ☐ 要協定設備の設置

要協定区域の位置	湧別町
要協定区域の区分	
要協定区域内の実施区域面積	. m ² ※小数点第二位まで記入

要協定設備の概要	高さ . m 築造面積 . m ² ※「高さ」は小数点第一位まで、「築造面積」は小数点第二位まで記入
----------	--

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電設備設置工事着手届

太陽光発電設備の設置に係る工事に着手しますので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事責任者・担当者	職・氏名 連絡先
工事施工業者	所在地 名称 代表者名 連絡先

【添付書類】

工程が確認できる書類

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあつては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電設備設置工事完了届

太陽光発電設備の設置に係る工事が完了しましたので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第20条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
工事完了日	年 月 日
発電設備の運転開始日	年 月 日
緊急連絡先	

【添付書類】

- (1) 工事の状況が確認できる写真（着工前、施工中及び完了後）
- (2) 事業標識の設置位置及び標識に記載された内容が分かる写真

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電設備等変更届

太陽光発電設備等に変更がありますので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第21条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町	
発電設備の名称		
変更予定日	年 月 日	
変更の理由		
変更の内容	変更後	変更前

【添付書類】

太陽光発電設備等の内容に変更が生じたことが確認できる書類

様式第 13 号（第 14 条関係）

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあつては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電事業完了・廃止届

発電事業を（完了・廃止）するので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第22条第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
完了・廃止日	年 月 日
廃止等の理由	
撤去等完了予定日	年 月 日
撤去後の土地の用途	

年 月 日

湧別町長 様

（事業者）

住 所 〔 法人にあつては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

太陽光発電設備撤去・廃棄完了届

太陽光発電設備の撤去及び廃棄が完了しましたので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第22条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
撤去・廃棄完了日	年 月 日
除却事業者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所 氏 名 連絡先
廃棄事業者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所 氏 名 連絡先

【添付書類】

- (1) 太陽光発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の写真
- (2) 廃棄物を適正に処理したことが確認できる書類の写し

年 月 日

湧別町長 様

（事業承継者）

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の
氏 名 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

太陽光発電事業承継届出書

発電事業の地位を承継したので、湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の所在地	湧別町
発電設備の名称	
事業承継日	年 月 日
事業承継事由	

	新	旧
住所 （法人にあっては主たる 事務所の所在地）		
氏名 （法人にあっては、名称 及び代表者の氏名）		
連絡先		

【添付書類】

- （1） 事業を承継した事実が確認できる書類
- （2） 事業を承継した者の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し）

第 号
年 月 日

様

湧別町長



太陽光発電設備に関する状況報告書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）
第 24 条の規定により、下記のとおり（報告・資料）の提出を要求します。

記

1. 対象となる発電設備
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 事業者の住所又は所在地
 - (4) 事業者の氏名又は名称
2. 要求する報告・資料の内容
3. 提出期限

※報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をし、若しくは資料の提出をした場合は、条例第 27 条の規定に基づき勧告を行うことがあります。

第 号
年 月 日

様

湧別町長



立入調査実施通知書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）
第25条の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施するので通知します。

ついては、立会いの可否について、本通知が到達した日の翌日から起算して7日以内に下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 対象となる発電設備

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 事業者の住所又は所在地
- (4) 事業者の氏名又は名称

2. 立入調査を実施しようとする事由

3. 立入調査の実施予定期間

4. 立入調査の実施者

- (所属)
- (職氏名)

5. 連絡先

- (所属)
- (職氏名)
- (連絡先)

※立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して回答を拒み、若しくは虚偽の回答をした場合は、条例第27条の規定に基づき勧告を行うことがあります。

第 号
年 月 日

様

湧別町長



太陽光発電設備の措置に関する助言・指導書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）
第26条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講ずるよう助言・指導します。

記

1. 対象となる発電設備
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 事業者の住所又は所在地
 - (4) 事業者の氏名又は名称
2. 助言・指導に係る措置の内容
3. 必要な措置の期限
4. 助言・指導者
 - (所属)
 - (職氏名)
 - (連絡先)

※本書に示す措置を講じた場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

※本書に示す措置を実施しなかった場合は、条例第27条の規定に基づき勧告を行うことがあります。

第 号
年 月 日

様

湧別町長

印

太陽光発電設備の措置に関する勧告書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、対策を講じるよう指導しましたが、現在に至っても改善がなされないことから、条例第27条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

1. 対象となる発電設備

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 事業者の住所又は所在地
- (4) 事業者の氏名又は名称

2. 勧告に係る措置の内容

3. 必要な措置の期限

4. 勧告の責任者

- (所属)
- (職氏名)
- (連絡先)

※本書に示す措置を講じた場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

※正当な理由なく本書に示す措置を実施しなかった場合は、条例第28条の規定に基づき当該措置を講じることを命令することがあります。また、命令をしたときは、条例第29条の規定に基づき、事業者の氏名又は名称並びに住所又は所在地及び命令の内容を公表し、条例第30条の規定に基づき、公表の内容及び公表の事実を国及び北海道に報告します。

様

湧別町長

印

太陽光発電設備の措置に関する命令書

湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例（以下「条例」という。）
第28条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

記

1. 命令の根拠

2. 対象となる発電設備

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 事業者の住所又は所在地
- (4) 事業者の氏名又は名称

3. 命令に係る措置の内容

4. 必要な措置の期限

5. 命令の責任者

- (所属)
- (職氏名)
- (連絡先)

※本書に示す措置を講じた場合は、遅滞なく上記5に示す者まで報告をすること。

※本命令に違反した場合は、条例第32条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられます。

※この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第26号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に湧別町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

太陽光発電設備の適正な設置等に関する協定書

湧別町（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、湧別町内において乙が行う太陽光発電設備の設置等に関して、次のとおり協定を締結する。

（対象の設備）

第1条 本協定の対象とする発電設備は次のとおりとする。

(1) 発電設備の所在地 湧別町

(2) 発電設備の名称

（設備ID）

（設備設置工事の施工）

第2条 乙は、防災、環境保全、景観保全を考慮した工事の施工を行うものとし、周辺地域の安全を損なわないように努めるものとする。

2 乙は、発電設備の設置工事を施工事業者が発注する場合には、当該施工事業者における法令の遵守状況を確認しなければならない。

3 乙は、適切な保守点検及び維持管理並びに消防活動のために必要な通路及びスペースを十分に確保するものとする。

（設備の維持及び管理）

第3条 乙は、保守点検及び維持管理計画を確認遵守し、発電事業を実施するものとする。

（自然環境及び生活環境の保全）

第4条 乙は、土砂災害、土砂流出及び水害の防止、水資源の保護、動植物等の生息及び生育環境の保全に必要な対策を講じるとともに、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

2 乙は、発電設備の稼働音、反射光、電磁波等により、地域住民等や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、実施区域からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等により周辺生活環境に影響を与えないよう、必要な対策を講じるものとする。

4 乙は、実施区域における防災、設備安全並びに環境及び景観保全などに関する対策が計画どおり適切に実施されているか定期的に確認しなければならない。

5 乙は、計画策定段階で予期しなかった防災並びに環境及び景観保全に関する問題が生じた場合には、適切な対策を講じるものとする。

（地域住民等との信頼構築）

第5条 乙は、地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等に十分配慮した発電事業を実施するものとする。

2 乙は、町や地域住民等の意見を聴き、誠実な対応を行うものとする。

3 乙は、地域住民等から発電設備に起因すると考えられる障害の申出があった場合には、申出

者に寄り添った適切な対応を行うものとする。

(設備の廃棄及び撤去)

第6条 乙は、事業完了後の発電設備の撤去及び廃棄（以下「撤去等」という。）に要する費用の準備を行うほか、災害等による発電事業途中での修繕及び撤去等の発生に十分に備えるものとする。

2 乙は、発電設備の撤去等を廃棄事業者が発注する場合には、当該廃棄事業者における法令の遵守状況を確認しなければならない。

3 乙は、発電設備の廃棄を発注した場合には、適切に廃棄物等の撤去等が行われていることを確認するとともに、廃棄物が残置されている場合には、発注先の事業所に対して、適切に処理が行われるよう指導するものとする。

(災害防止の措置)

第7条 乙は、事故発生時における第三者への被害対応を十分に検討し、事業継続が困難になるような潜在的な事象の把握及び事故を回避するための措置を講ずるものとする。

2 乙は、災害や異常気象等の発電設備に被害をもたらす可能性がある事象の発生が予想されるときには、事前に現地での確認及び点検を行うものとする。

3 乙は、災害や異常気象等の発電設備の破損及び第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合には、直ちに運転状況を確認した上で速やかに現地を確認するものとする。

4 乙は、土地に防災設備等が設置されている場合には、当該防災設備等の適切な維持管理を行うものとする。

(災害発生時の措置)

第8条 乙は、発電設備及び防災設備等に異常が発見された場合、速やかに対応するとともに、公衆安全に影響がないように適切に対処するものとする。

2 乙は、発電設備及び防災設備等の異常、破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに町及び地域住民等へ連絡を行うとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるものとする。

3 乙は、被害が発生し、損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うものとする。

4 乙は、発電設備の破損、事故等が発生した場合には、原因究明を行い、その結果を町に報告するとともに再発防止に必要な対策を講じるものとする。

(事業の承継)

第9条 乙は、発電事業に係る権利を第三者に承継するときは、当該第三者から本協定の地位の移転に同意する旨の書面を徴収し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、発電事業に係る権利を第三者に承継するときは、地域と合意した事項や事業開始後の経緯などを当該第三者に適切に引き継ぐものとする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
湧別町長 印

乙 住所又は所在地
氏名又は法人名及び代表者名 印